

自治基本条例（仮称）に関する懇談会 傍聴者アンケート

第9回実施分（平成29年6月27日開催） 自由記載欄

○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 拘束/非拘束の部分について法的規範論の立場から議論することにあまり意義は感じなかった。あの英国のBrexitの国民投票も非拘束タイプであるけれど実際には拘束タイプ同様の効力をもったのは、意思決定プロセスに、どのような形式で、レファレンダムを位置づけたか…がポイントだったから…。とすれば、意思決定プロセスにレファレンダムを導入する事例とその手続きについて明示しておく方がこの制度を使いやすいと思う。

○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- ・ レファレンダムの制度を使うのは「市民」であるというのが原理原則であると思う。その意義は地方自治法に明示されていない。とすれば自治基本条例に制度の意義、原理原則を盛り込むことは重要であると思う。一方、住民投票を実施するための前提として、情報公開の徹底であるという副委員長の意見はもつともであるけれど、そのような視点からどのようなレファレンダムが可能なのかを大まかに議論してほしかった…。常設型の場合は、最初から項目をしぼっておかないとポピュリズム的な意味で行政の長の発議権の乱用が、心配になるのでは？

（※文字及び文章はアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。）